

貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第一項第三号の二イ及び第四号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合を定める件等の一部を改正する告示案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

- 貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第一項第三号の二イ及び第四号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合を定める件(平成十二年経済産業省告示第七百五十九号)・・・1
- 輸出貿易管理令別表第五第十四号及び第十五号に規定する経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物(平成十二年経済産業省告示第七百四十二号)・・・3
- 輸出貿易管理令第四条第一項第二号のホ及びへの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を定める件(平成十二年経済産業省告示第七百四十六号)・・・4
- 貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第一項第八号、第九号及び第十号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物を定める件(平成十五年経済産業省告示第四百十七号)・・・5
- 経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを除く。)の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合の件(平成二十年経済産業省告示第百八十七号)・・・6

貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第一項第三号の二イ及び第四号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合を定める件（平成十三年経済産業省告示第七百五十九号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号イ及び第八号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合</p> <p>貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号イ及び第八号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合は、次に掲げるときとする。</p> <p>一 その取引に関する契約書若しくは取引を行おうとする者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これを総称して単に「文書等」という。）において、当該技術が核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であつてその射程若しくは航続距離が三百キロメートル以上のもの（以下本則において「核兵器等」という。）の開発、製造、使用若しくは貯蔵（以下「開発等」という。）若しくは輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成十三年経済産業省令第二</p>	<p>貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第一項第三号の二イ及び第四号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合</p> <p>貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第一項第三号の二イ及び第四号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合は、次に掲げるときとする。</p> <p>一 その取引に関する契約書若しくは取引を行おうとする者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これを総称して単に「文書等」という。）において、当該技術が核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であつてペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるもの（以下本則において「核兵器等」という。）の開発、製造、使用若しくは貯蔵（以下「開発等」という。）若しくは輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成十三年経済産業省</p>

百四十九号) 別表に掲げる行為のために利用されることとなる旨記載され、若しくは記録されているとき、又は取引を行おうとする者が、当該技術が核兵器等の開発等若しくは輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令別表に掲げる行為のために利用されることとなる旨当該取引の相手方若しくは当該技術を利用する者若しくはこれらの代理人(以下「相手方等」という。)から連絡を受けたとき。

二・三 (略)

別表 (略)

令第二百四十九号) 別表に掲げる行為のために利用されることとなる旨記載され、若しくは記録されているとき、又は取引を行おうとする者が、当該技術が核兵器等の開発等若しくは輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令別表に掲げる行為のために利用されることとなる旨当該取引の相手方若しくは当該技術を利用する者若しくはこれらの代理人(以下「相手方等」という。)から連絡を受けたとき。

二・三 (略)

別表 (略)

輸出入貿易管理令別表第五第十四号及び第十五号に規定する経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物（平成十二年経済産業省告示第七百四十二号）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一（略）</p> <p>二 無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であつて、次に掲げるもの（1、2及び6の項に規定する貨物であつて北朝鮮を仕向地とするものを除く。）</p> <p>1～5（略）</p> <p>6 貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第三号に該当する技術協力であつて国際協力機構が派遣する専門家が行うものの用に供するため輸出される貨物であつて、当該技術協力の終了後本邦に輸入すべきもの</p>	<p>一（略）</p> <p>二 無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であつて、次に掲げるもの（1、2及び6の項に規定する貨物であつて北朝鮮を仕向地とするものを除く。）</p> <p>1～5（略）</p> <p>6 貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第一項第三号に該当する技術協力であつて国際協力事業団が派遣する専門家が行うものの用に供するために輸出される貨物であつて、当該技術協力の終了後本邦に輸入すべきもの</p>

輸出入貿易管理令第四条第一項第二号のホ及びびへの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を定める件（平成十二年通商産業省告示第七百四十六号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一（略）</p> <p>二 無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であつて、次に掲げるもの（5及び6の項に規定する貨物であつて北朝鮮を仕向地とするものを除く。）</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）<u>第九条第二項第三号</u>に該当する技術協力であつて、<u>国際協力機構</u>が派遣する専門家が行うものの用に供するために輸出される貨物であつて、当該技術協力の終了後本邦に輸入すべきもの</p> <p>6～10（略）</p>	<p>一（略）</p> <p>二 無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であつて、次に掲げるもの（5及び6の項に規定する貨物であつて北朝鮮を仕向地とするものを除く。）</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）<u>第九条第一項第三号</u>に該当する技術協力であつて、<u>国際協力事業団</u>が派遣する専門家が行うものの用に供するために輸出される貨物であつて、当該技術協力の終了後本邦に輸入すべきもの</p> <p>6～10（略）</p>

貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第十二号、第十二号及び第十四号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物を定める件（制定）
 （傍線部分は廃止告示と制定告示の相違部分）

改正案	現行
<p>貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物を定める件（平成二十一年経済産業省告示第 号）</p> <p>一 貿易関係貿易外取引等に関する省令（以下「貿易外省令」という。）第九条第二項第十二号及び第十三号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める当該貨物又はプログラムの使用に係る技術は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>1～7（略）</p> <p>二 貿易外省令第九条第二項第十四号イの規定に基づき経済産業大臣が告示で定めるプログラムは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>1～3（略）</p> <p>三 貿易外省令第九条第二項第十四号ロの規定に基づき経済産業大臣が告示で定めるプログラムは、前号の2又は3に該当するものとする。</p> <p>四 貿易外省令第九条第二項第十四号ハの規定に基づき経済産業大臣が告示で定める貨物は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>1～8（略）</p>	<p>貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第一項第八号、第九号及び第十号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物の一部を改正する件（平成十五年経済産業省告示第四百十七号）</p> <p>一 貿易関係貿易外取引等に関する省令（以下「貿易外省令」という。）第九条第一項第八号及び第九号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>1～7（略）</p> <p>二 貿易外省令第九条第一項第十号イの規定に基づき経済産業大臣が告示で定めるプログラムは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>1～3（略）</p> <p>三 貿易外省令第九条第一項第十号ロの規定に基づき経済産業大臣が告示で定めるプログラムは、前号の2又は3に該当するものとする。</p> <p>四 貿易外省令第九条第一項第十号ハの規定に基づき経済産業大臣が告示で定める貨物は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>1～8（略）</p>

経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合の件（平成二十年経済産業省告示第百八十七号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）<u>第九条第二項第七号八及び第八号八の規定により</u>経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号。以下「輸出令」という。）別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。以下同じ。）の開発、製造又は使用（以下単に「開発等」という。）のために利用されるおそれがある場合は、その取引に関する契約書若しくは取引を行おうとする者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これらを総称して単に「文書等」という。）において、当該技術が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨記載され、若しくは記録されているとき、又は取引を行おうとする者が、当該技術が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨当該取引の相手方若しくは当該技術を利用する者若しくはこれらの代理人から連絡を受けたときとする。ただし、次のいずれかに掲げる場合はこの限りでない。</p> <p>一～十（略）</p>	<p>貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）<u>第九条第一項第三号の二八及び第四号八の規定により</u>経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号。以下「輸出令」という。）別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。以下同じ。）の開発、製造又は使用（以下単に「開発等」という。）のために利用されるおそれがある場合は、その取引に関する契約書若しくは取引を行おうとする者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これらを総称して単に「文書等」という。）において、当該技術が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨記載され、若しくは記録されているとき、又は取引を行おうとする者が、当該技術が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨当該取引の相手方若しくは当該技術を利用する者若しくはこれらの代理人から連絡を受けたときとする。ただし、次のいずれかに掲げる場合はこの限りでない。</p> <p>一～十（略）</p>

別表
(略)

別表
(略)